

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇ 條例 主要農作物種子法の実施に関する條例
- 地方自治法第二百二十五條第三項の規定による手数料及び延滞金條例
- 宅地建物取引業者登録手数料條例
- 鳥取県木炭検査條例の一部改正
- 風俗営業取締法施行條例の一部改正
- 鳥取県桑苗検査條例の一部改正
- 鳥取県監査委員條例の一部改正
- 鳥取県人工妊娠中絶適否審査手数料條例の廃止
- 英語通訳短期養成講座受講料徴收條例の廃止
- 県有船舶貸付使用條例の一部改正
- 公聴会参加者等の費用弁償條例の一部改正

## 條 例

主要農作物種子法の実施に関する條例をここに公布する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和二十七年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県條例第四十四号

主要農作物種子法の実施に関する條例

第一條 主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百三十一号。以下「法」という。）第三條乃至第六條の規定により県に属する事務は、知事が行う。

第二條 この條例に定めるものの外、法及びこの條例の施行に関し必要な事項は知事が定める。

### 附 則

この條例は、公布の日から施行する。

地方自治法第二百二十五條第三項の規定による手数料及び延滞金條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県條例第四十五号

地方自治法第二百二十五條第三項の規定による

手数料及び延滞金條例

(目的)

第一條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百二十五條第三項の規定による手数料(以下「督促手数料」という。)及び延滞金の徴收については、法令に定めるものの外、この條例の定めるところによる。

(督促手数料及び延滞金)

第二條 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の果の収入及び夫役現品に代える金銭(以下「税外収入金」という。)につき、法第二百二十五條第一項及び第二項の規定による督促をしたときは、督促手数料及び延滞金を徴收する。但し、督促手数料については、督促前既に税外収入金が納付されていた場合、延滞金については次の各号の一に該当する場合はこの限りでなす。  
一 督促で指定した期限までに税外収入金及び督促手数料を完納したとき

二 納額告知書又は賦課令書一通の金額が百円未満であるとき

三 延滞金の額が十円未満であるとき

四 滞納につき、知事においてやむを得ない事由があると認められたとき

第三條 督促手数料の額は、十円とする。

2 延滞金の額は、税外収入金の金額百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき、一日四錢の割合をもつて、納額告知書又は賦課令書に指定した期日の翌日から税外収入金納付の日までの日数により算出して得た額(十円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。

第四條 督促手数料は延滞金に先だつて徴收する。

2 延滞金は督促した税外収入金に先だつて徴收する。

(施行規定)

第五條 この條例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この條例は、昭和二十八年一月一日から施行する。  
2 この條例施行の際既に納付期日の経過している税外収入金にかかる延滞金の計算については、第三條の規定にかかわらず、この條例施行の日から施行するものとする。

宅地建物取引業者登録手数料條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第四十六号

宅地建物取引業者登録手数料條例

宅地建物取引業法(昭二十七年法律第七十六号)に基きこの條例を定める。

(総則)

第一條 宅地建物取引業法(以下「法」という。)第三條の規定による登録を受けようとする者は、この條例の定めるところにより登録手数料(以下「手数料」という。)を納付しなければならない。

(手数料の額)

第二條 手数料の額は、次のとおりとする。

一 法第三條第一項の規定による登録手数料 三千円

二 法第三條第三項の規定による更新登録手数料 二千五百円

(手数料の納付方法)

第三條 手数料は、登録の申請をするとき、知事の発行する納額告知書により、納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した手数料は、いかなる理由があつても、還付しなす。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県木炭検査條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第四十七号

鳥取県木炭検査条例の一部を改正する条例  
鳥取県木炭検査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三條中「検査」を「生産検査」に改める。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二 第三條の規定による生産検査を受けた木炭を県外へ移出しようとする場合は、この條例の定めるところによつて移出検査を受けなければならない。

2 第三條第二項の規定は、移出検査を受けた木炭に準用する。

第四條第一項中「検査」を「生産検査」に改め、同條に第二項として次のように加える。

2 移出検査の格付及び証票は、生産検査に準ずる。

第七條第一項中「木炭十五疋俵 一俵につき 三円

を  
二十疋俵 一俵につき 四円」

「木炭  
生産検査十五キログラム俵一俵につき 四円  
移出検査十五キログラム俵一俵につき「円」に改める。

同條第二項中「検査ごと」を「生産検査にあつては」に改め「貼付し」の下に「移出検査にあつてはその申告書に貼付し」を加える。

第八條中「未検査」を「生産検査を受けない」に改め、同條に次の一項を加える。

2 移出検査を受けない木炭は、これを県外に運送し若しくは運送の取扱をしてはならない。但し、第三條第三号の規定による許可を受けた場合はこの限りでない。  
第十五條中「第三條」の下に「第三條の二」を加える。

第十條を次のように改める。

(罰則)

第十條 第三條、第三條の二又は第八條の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は、昭和二十七年十一月二十日から施行する。

風俗営業取締法施行條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第四十八号

風俗営業取締法施行條例の一部を改正する條例

風俗営業取締法施行條例(昭和二十三年八月鳥取県條例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第三号を次のように改める。

三 法第一條第三号の営業

遊技場

玉突場、まあじやん屋、射的場、パチンコ屋その他設備を設けて客に射倅心をそそる虞のある遊技をさせるもの。

第一條の次に次の一條を加える。

第一條の二 前條各号の営業を営もうとする者は、自ら管理しないで営業所を設けるときは、その営業所に管理者を置かなければならぬ。

第二條第一項中「又は遊戯所」を削る。

第三條中「第一條の」、同條第二号中「遊戯所」及び同

條第三号中「又は遊戯所」を削り、第二号を第三号とし以下順次繰り下げ同條に第二号として次の一号を加える。

二 管理者を置くときは、その本籍、住所、氏名及び

生年月日

第四條を次のように改める。

第四條 第三條又は第三條の二の手続によつて許可を受けた営業者(以下「営業者」という。)が同一公安委員会の管轄区域内において、営業所を移転しようとするとき又は営業種別の変更(遊技場にあつては、遊技の種類の変更を含む。)構造施設の増築、改築、隔壁の新設若しくは撤去等をしようとするときは、第三條又は第三條の二の手続に準じて事前に許可を受けなければならない。

第五條中「第五号、第六号及び第七号」を「第六号、第七号及び第八号」に改める。

第十一條中「第一條各号の」を「第一條の」に改める。

第十二條中「第一條各号の」及び「及び遊戯所」を削る。

第十三條第一号但書を次のように改める。  
但し、料理屋にあつては、その営業所の客室が一室に限られている場合は、この限りでなく。  
第十七條中「及び遊戯所」を削る。  
第十八條中「第一條各号の」を削る。

第十九條中「第一條各号の」を削り、「業者並びに従業者」の下に「又は管理者」を加え、同條第一号中「夏時刻実施期間中は午後十時三十分」を削り、同條第七号中「営業所（遊戯所を除く。）」を「営業所（飲食店を除く。）」に改める。

第二十條中「業者並びに従業者」の下に「又は管理者」を加える。

第二十一條中「及び遊戯所」を削り、「業者並びに従業者」の下に「又は管理者」を加える。

第二十二條中「業者並びに従業者」の下に「又は管理者」を加える。

第二十三條中「及び遊戯所」を削り「業者並びに従業者」の下に「又は管理者」を加え、同條第二号中「遊

技（戯）」を「遊技」に改める。  
第二十四條第三号を次のように改める。

三 許可申請者または当該営業に従事する同居の親族若しくは管理者が、風俗に関する法令に違反したことがあり業者として不適当と認められるとき又は法第四條の規定により許可を取消され、取消の日から二年を経過していないとき。

附 則

1 この條例は公布の日から施行する。  
2 この條例施行の際現に営業を営んでいる者が風俗営業取締法施行條例（昭和二十三年鳥取県條例第五十五号）により公安委員会の許可を受けた事項については、この條例の相当規定に基いて許可を受けたものとみなす。

3 前項に規定する者が、この條例の規定に適合しない場合においては、公安委員会はその者に対し必要な命令をすることができる。

鳥取県桑苗検査條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第四十九号

鳥取県桑苗検査條例の一部を改正する條例

鳥取県桑苗検査條例（昭和二十三年六月鳥取県條例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一号を次のように改める。

一 実生苗及び原苗

第三條中「左に掲げる区分により束装し」の下に「別記様式第二号による検査票を附し」を加え、同條第四号を削る。

第五條を次のように改める。

第五條 前條の検査に合格したものは、左の区分により格付を行い、検査票に別記様式第三号による検査合格証印を押すものとする。

大 第三條第一号に該当するもの

中 第三條第二号に該当するもの  
小 第三條第三号に該当するもの

第五條の次に次の二條を加える。

第五條の二 検査合格証印を押した検査票（以下「検査証票」という。）は、これを再用してはならない。

第五條の三 検査は、請求書記載の場所及び日時において行う。但し、知事が必要と認めるときは、検査場所及び日時を指定することができる。

第十條中「金貳拾錢」を「五十錢」に改める。

様式を次のように改める。

様式第一号

住所

（移入）桑苗（再）検査請求書

氏 名 氏 名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

品名	根廻別数量	検査
採苗法	根廻一本数	予定月
	束数	検査場所
		生産地

様式第二号

品名  
生産地 果郡村  
桑苗検査票  
生産者(移入者)  
住所  
氏名

紙質 模造紙(一五〇ポンド内外)  
長さ 十センチメートル  
幅 六センチメートル

様式第三号



直径 二、五センチメートル  
肉色 赤  
格には大、中、小を表示する

この條例は公布の日から施行する。

鳥取県監査委員條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第五十号

鳥取県監査委員條例の一部を改正する條例

鳥取県監査委員條例(昭和二十三年六月鳥取県條例第四十号)の一部を次のように改正する。

十七日から適用する。

英語通訳短期養成講座受講料徴收條例を廃止する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第五十二号

英語通訳短期養成講座受講料徴收條例を廃止する條例

英語通訳短期養成講座受講料徴收條例(昭和二十六年三月鳥取県條例第十一号)は廃止する。

果有船舶貸付使用料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第五十三号

果有船舶貸付使用料條例の一部を改正する條例

第一條の次に次の一條を加える。  
第一條の二 委員で学識経験を有する者の中から選任されるものは、一人を常勤とする。

附 則

この條例は公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。

鳥取県人工妊娠中絶適否審査手数料條例を廃止する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第五十一号

鳥取県人工妊娠中絶適否審査手数料條例を廃止する條例

鳥取県人工妊娠中絶適否審査手数料條例(昭和二十四年三月鳥取県條例第二十二号)は、廃止する。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年五月二

果有船舶貸付使用料條例(昭和二十四年三月鳥取県條例第二十三号)の一部を次のように改正する。  
別表中土運船鳥方二の次に次のように加える。

鳥方三 一、五〇〇円

公聴会参加者等の費用弁償條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第五十四号

公聴会参加者等の費用弁償條例の一部を改正する條例

公聴会参加者等の費用弁償條例(昭和二十二年六月鳥取県條例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「及び第九條第五項の規定により常任委員会の招請に応じ」を「及び第九條第五項、第一百條第四項並びに第二百七條第三項の規定により常任委員会又は特別委員会の招請に応じ」に改める。

別表を次のように改める。

車馬賃 (一杆につき)	鉄道賃及び 船舶賃	日当 (二日につき)	宿泊料 (二夜につき)	食卓料 (一夜につき)
四円	二等運賃	一八〇円	七五〇円	一八〇円

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十七年十一月一日から適用する。

昭和四年八月十五日第三種郵便物認可

行 日 火、 金

發 印

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町

刷 所 縣